

平成 2 8 年

第 1 回可茂衛生施設利用組合議会臨時会

議 案 書

平成 2 8 年 7 月 1 9 日

目 次

議案第 5 号	可茂衛生施設利用組合行政手続条例の制定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
議案第 6 号	可茂衛生施設利用組合行政不服審査に関する条例の制定に ついて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
議案第 7 号	可茂衛生施設利用組合非常勤の特別職職員の報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
議案第 8 号	可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例の制定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

議案第 5 号

可茂衛生施設利用組合行政手続条例の制定について

可茂衛生施設利用組合行政手続条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 7 月 19 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合行政手続条例

可茂衛生施設利用組合の行政手続については、組合管理者の属する市町村の行政手続条例の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

可茂衛生施設利用組合行政不服審査に関する条例の制定について

可茂衛生施設利用組合行政不服審査に関する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 7 月 19 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合行政不服審査に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）に基づき、法に定めるもののほか、組合の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、住民が簡易迅速かつ公正な手続きの下で組合に対する不服申立てをすることができるための制度の確保に必要な事項について定めることにより、住民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

(設置)

第 2 条 法第 81 条第 2 項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、事件ごとに可茂衛生施設利用組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法令又は行政に関し優れた識見を有する者のうちから、事件ごとに管理者が委嘱する。

(委員)

第4条 委員の任期は、当該事件に係る一連の手続きの完了までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 管理者は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない行為があると認める場合には、当該委員を解任することができる。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第6条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、管理者が選任する。

3 専門委員は、その者の選任に係る当該専門の事項に関する調査、審議等が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

5 専門委員の報酬及び費用弁償の支給については、可茂衛生施設利用組合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和53年可茂衛生施設利用組合条例第1号)に定めるところによる。

6 第4条第3項の規定は、専門委員について準用する。

(会議)

第7条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、管理者が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員は、第2条の規定に基づき受けた諮問の事項が自己に直接の利害関係のあるものであるときは、その議事に加わることができない。

(審査職員の任用)

第8条 管理者は、法第2章第3節に規定する審理手続（同章第1節に規定する手続を含む。）の業務を行わせるために必要があると認めるときは、行政不服審査に係る職員（以下「審査職員」という。）を任用することができる。

- 2 前項の規定による任用は、同項の業務を遂行するために必要な知識、技能及び経験を有する者のうちから、管理者が選考により行う。
- 3 審査職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職とする。
- 4 第4条第3項及び第6条第5項の規定は、審査職員について準用する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

可茂衛生施設利用組合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可茂衛生施設利用組合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 7 月 19 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

可茂衛生施設利用組合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 53 年可茂衛生施設利用組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条及び203条の2の規定に基づき特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職職員」という。）に対して支給される報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(重複支給の禁止)</p> <p>第3条 組合の一般職職員又は組合を組織する市町村の一般職職員若しくは特別職職員で常勤のものがこの条例の適用を受ける特別職の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は、支給しない。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第5条 特別職職員が公務のための<u>旅行</u>したときは別表に定める額を費用弁償として支給する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法</u>（昭和22年法律第67号）第203条及び<u>第203条</u>の2の規定に基づき、<u>組合の</u>特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職職員」という。）に対して支給される報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(重複支給の禁止)</p> <p>第3条 組合の一般職職員又は組合を組織する市町村の一般職職員若しくは<u>特別職の</u>職員で常勤のものがこの条例の適用を受ける特別職の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は、支給しない。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第5条 特別職職員が公務のため<u>に旅行</u>したときは別表に定める額を費用弁償として支給する。</p>

別表

区 分	報 酬	費用弁償
(略)		
執行機関の 附属機関で ある審査 会、審議会 及び調査会 等の委員そ の他の構成 員	日額 16,000 円以内で規 則で定める 額	一般職職 員の 7 級 の職務に あるもの に支給す る旅費の 例による。

別表 (第 2 条関係)

区 分	報 酬	費用弁償
(略)		
執行機関の 附属機関で ある審査 会、審議会 及び調査会 等の委員そ の他の構成 員	日額 16,000 円以内で規 則で定める 額	一般職職 員の 7 級 の職務に あるもの に支給す る旅費の 例による。
専門委員、 臨時又は非 常勤の顧問、 参与、調査員、 嘱託員及びこ れらの者に 準ずる者	1 時間あたり 10,000 円 以内で管理 者が定める 額	一般職職 員の 7 級 の職務に あるもの に支給す る旅費の 例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例の制定について

可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 7 月 19 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定により徴収する手数料に関しては、この条例の定めるところによる。

(手数料の額)

第 2 条 手数料は、別表の左欄に定める事務の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額を徴収する。

2 郵便により証明書その他の書類を交付する場合にあっては、前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。

(納付方法)

第 3 条 手数料は、申請の際又は当該申請に係る書類の交付までに納付しなければならない。

(手数料の免除)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を徴収しない。

- (1) 官公署が請求したとき。
- (2) 公務員が職務上請求したとき。
- (3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定により保護を受けている者が直接必要とするため申請したとき。
- (4) その他必要と認めるとき。

2 前項第 3 号の規定により手数料の免除を受けようとする者は、申請の際に免除を求める旨及びその理由を記載した書面（当該理由を証明する書面を含む。）を提出するものとする。

第 5 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

事務の区分		額
種類	内容	
行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	法第 38 条第 1 項（法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。）の規定及び法第 81 条第 3 項の規定において準用する法律第 78 条第 1 項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づく書面等の交付	交付する用紙が日本工業規格 A 列 3 番以下のもの 1 枚につき 10 円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20 円） ただし、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚として算定する。